

第11 組織犯罪対策の強化

1 暴力団対策等

(1) 匿名・流動型犯罪グループ対策

近年、暴力団とは異なり、SNSを通じるなどした緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す犯罪グループが特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの状況がみられ、警察ではこのような治安対策上問題のある犯罪グループを「匿名・流動型犯罪グループ」と位置づけ、対策を強化しています。

(2) 暴力団犯罪に対する警察の活動

最近の暴力団は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）」による規制と、社会全体の暴力団排除気運の高まりや取締りによって社会から孤立化しつつありますが、資金獲得のため、暴力団共生者や匿名・流動型犯罪グループ等を利用するなどして、組織的な特殊詐欺事犯や密漁事犯を敢行するなど、道内における治安の大きな脅威となっています。

北海道警察ホームページで「暴力団総合対策コーナー」を開設し、暴力団排除活動の紹介、暴力団の検挙情報等を掲載しています。



「暴力団総合対策コーナー」
で北海道警察の取組について
紹介しています

ア 暴力団の人員

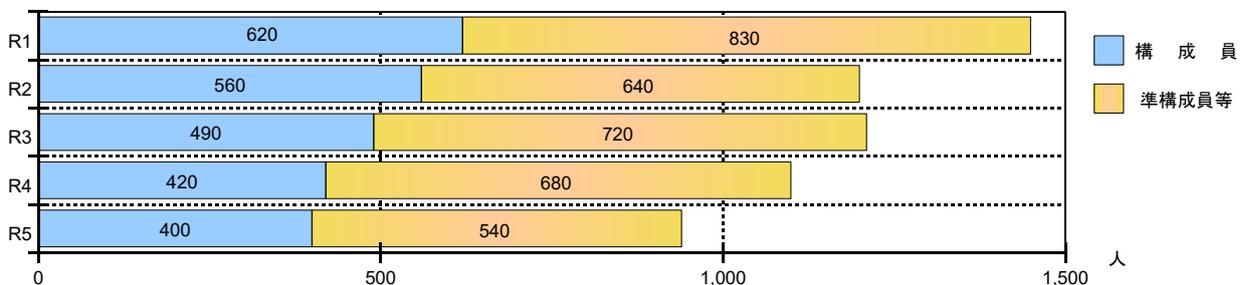
道内の暴力団員は、令和5年末現在、約940人を把握しています。

このうち、主要団体である六代目山口組、絆會、稲川会、住吉会、池田組の5団体の合計は、約840人と暴力団員全体の約89%を占めています。

また、道内の暴力団員は、全国の暴力団員（約20,400人）の約5%を占めています。

表示文字列

【道内の暴力団人員（概数）】



イ 道内の指定暴力団

指定暴力団とは、暴力団対策法に基づき、各都道府県公安委員会が指定した暴力団をいい、令和5年末現在、全国で六代目山口組や稲川会等25団体が指定され、このうち道内では、他都府県で指定された7団体（六代目山口組、絆會、稲川会、住吉会、池田組、七代目会津小鉄会、関東関根組）の傘下組織が活動しています。

(3) 暴力団犯罪の検挙状況

ア 暴力団対立抗争事件の取締り

平成28年3月以降、全国各地で六代目山口組と神戸山口組の両組織間における対立抗争事件が続発し、道内でも発生しましたが、その全てが解決に至っています。

六代目山口組分裂に伴う抗争は現在も継続中であることから、抗争を防ぐために取締活動を強化しています。

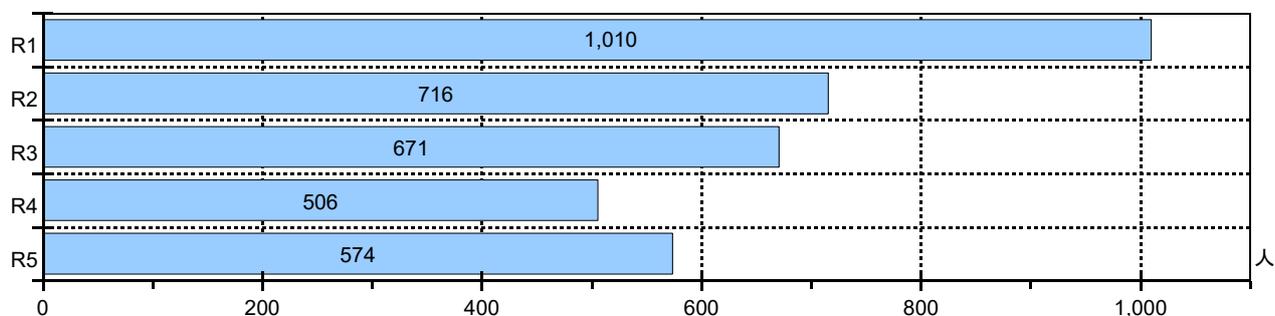
イ 資金源犯罪に対する取締り

暴力団は、資金を獲得するためにあらゆる違法行為を取行していることから、暴力団の生命線とも言える資金源を遮断するため、取締りの強化を図っていきます。

【暴力団犯罪の検挙状況】

表示文字列

【道内の暴力団犯罪検挙人員】



(4) 令和5年中の主な検挙事例

《事例1》網走市能取湖における組織的な「なまこ」密漁事件の検挙

令和5年6月、網走市能取湖に所在する能取湖において、特定水産動植物である「なまこ（重量約600キログラム）」を違法に採捕した組織的な密漁グループを検挙しました。

（網走署、北見方面本部）

《事例2》六代目山口組茶谷政一家組員らによるみかじめ料名下の恐喝事件の検挙

令和5年7月、性風俗店経営者の男性からみかじめ料名下に金員が脅し取っていった暴力団幹部らを恐喝事件で検挙しました。

（旭川中央署、旭川方面本部、捜査第四課（現 組織犯罪対策第二課））

(5) 暴力団対策法の効果的な運用

令和5年中は、暴力団員による不当な要求を中止させたり、暴力団を利用している事業者に対してその行為を中止させるなどの成果を収めています。

暴力団対策法で禁止している不当な要求行為等の主な内容については、北海道警察ホームページに掲載しています。



暴力団対策法
の内容はこちら

(6) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例

条例は、「暴力団を恐れないこと」「暴力団に対し資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本理念とし、道、道民、事業者等が一体となって相互に連携し、社会全体で暴力団の排除を推進しようとするものです。

北海道暴力団の排除の推進に関する条例については、北海道警察ホームページに掲載しています。



北海道暴力団の排除の推進に
関する条例はこちらから

(7) 暴力団等の排除活動の推進

ア 暴力団等の排除活動

暴力団等の排除活動とは、暴力団の活動の基盤となる資金源を遮断し、市民社会から暴力団等を排除するための活動です。

市民生活のあらゆる場から暴力団等を排除するために、北海道警察は、公益財団法人北海道暴力追放センター（以下「暴力追放センター」という。）、弁護士会の民事介入暴力対策委員会（以下「民暴弁護士」という。）等の関係機関や各自治体、地域・職域暴力追放組織等の団体と連携して官民一体となって暴力団等を排除する活動を推進しています。

イ 民事訴訟支援

暴力追放センターを中心に警察、民暴弁護士の三者が連携して、被害等回復のための民事訴訟支援活動を行っていますので、暴力団等からの不当な請求や要求を受けて困っている方は暴力追放センター、民暴弁護士、最寄りの警察署等に迷わず相談してください。

ウ 行政からの暴力排除

行政対象暴力とは、暴力団等が不正な利益を得る目的で地方公共団体などの行政機関又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為をいい、警察は、あらゆる手段を講じて行政からの暴力を排除しており、各行政機関と連携して各種対策を進めています。

エ 暴力団排除のための部外への情報提供

警察では、各種取引から暴力団を排除するなどして社会からの暴力団排除を一層推進するため、暴力団員等該当性情報の部外への提供を積極的に推進しています。

なお、警察が行う部外への情報提供は、達成される公益の程度により、情報提供の要件や内容が異なります。また、情報提供に際して相談の相手方の身分確認資料及び取引関係を裏付ける資料が必要となり、提供を受けた情報を他の目的に使用しないことを約束していただく誓約書が必要となる場合があります。

オ 保護対策の強化

全ての都道府県において暴力団排除に関する条例が制定されるなど、社会全体に暴力団排除の気運が高まっています。これに伴い、暴力団との関係の遮断を図る企業等に対する暴力団からの危害が予想されることから、警察ではこれを阻止し、関係者を保護するための対策を強化しています。

2 覚醒剤等の薬物乱用の取締り

(1) 薬物乱用の恐怖

覚醒剤や大麻などの違法薬物が私たちの日常生活に深く浸透し、若年層にまでまん延するなど深刻な状況にあります。

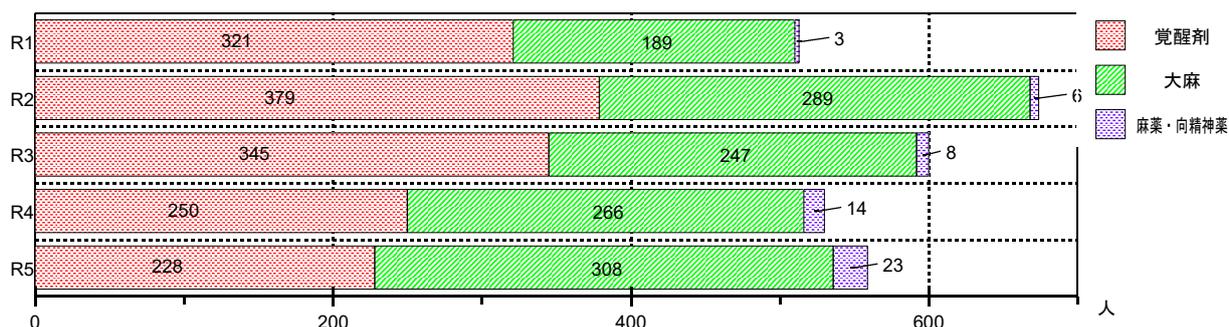
特に、覚醒剤は中枢神経を興奮させる作用があり、一時的には使用者に爽快感や眠気、疲労が取れたような感覚を与えますが、効果が切れると、激しい脱力感、疲労感、けん怠感を持たせ、続けて使用したいという欲求を起こさせます。これにより、使用回数や量が増え、自己の意思ではやめることのできない中毒症状へと陥ることになります。

乱用が進むと幻覚や妄想が現れ、悲惨な事件・事故を引き起こす原因にもなり、また乱用をやめても別の刺激をきっかけにフラッシュバック現象を起こすこともあります。

(2) 大麻乱用の深刻化

ここ数年、道内における大麻事犯の検挙人員が増加傾向にあります。令和5年中、道内の覚醒剤事犯の検挙人員は228人で、前年に比べて22人減少したのに対し、大麻事犯の検挙人員は308人で、前年に比べて42人増加しており、令和4年に続き大麻の検挙人員が覚醒剤の検挙人員を上回りました。

【薬物事犯検挙状況】



(3) 薬物乱用のない社会を目指して

社会から違法薬物を根絶するためには、一人ひとりが「薬物乱用を許さない」という強い意識を持ち、違法薬物を拒絶する規範意識を醸成していくことが必要です。

このため、警察では薬物の密輸・密売組織の取締りを強化するとともに、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、薬物の危険性、有害性等の広報啓発活動を行うなど、薬物乱用を防止する社会環境づくりを推進しています。

3 拳銃等の銃器事犯の取締り

(1) 銃器事犯の現状

令和5年中、北海道警察では拳銃8丁を押収しています。

長期的にみると、道内では銃器発砲事件の件数は低水準で推移していますが、平穏な市民生活にとって、脅威となっていることから、今後も取締りを徹底してまいります。

(2) 拳銃110番報奨制度

拳銃に関する情報を下記フリーダイヤルに提供していただければ、所定の要件をクリアすれば、匿名であっても報奨金が支払われる制度です。

「あなたの情報が、拳銃根絶につながります。」

拳銃に関する情報はフリーダイヤル
0120-10-3774(24時間受付)

拳銃110番報奨制度

《全国共通フリーダイヤル番号》
0120-10-3774

情報提供にご協力ください。

- 「拳銃を見た!」
- 「ネット上で拳銃が売られている!」
- 「暴力団員風の者が空き家・空き地に入出入りして、何かを隠していた!」



報奨金の支払い

- 報奨金は、通報により拳銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事実を対象とします。
- 実名による通報の場合には、その金額は、通報により拳銃等が1丁押収された場合に10万円が目安です。

※ 一定の金額の範囲内において、通報や検挙された事件の内容、通報者の捜査手続への協力状況等を個別に勘案して算定されることとなります。 ※報奨金の支払の際には、警察から通報者に対し改めて連絡がなされることとなります。

匿名通報の取扱い

- 通報者が匿名とすることを希望した場合には、氏名、住所等の確認に代えて、警察から示された情報の識別番号と暗証番号を告げ、警察に対する連絡を行うこととなります。なお、この場合、報奨金の金額は、10万円以内で算定されることとなります。

次のような場合には、報奨金は支払われません。

- 拳銃その他の銃器が押収されない場合
- 被疑者が検挙されない場合
- 提供された情報を既に警察が把握している場合
(事件の立証等の観点から必要と認められる場合は除きます。)
- 通報者が共犯者であったり、その情報を得るために違法な行為があったと認められる場合
- その他報奨金を支払うことが不適当と認められる場合
- 匿名とすることを希望した通報者から、一定期間内に警察に対して連絡がない場合

警察庁・都道府県警察

4 国際犯罪組織対策

(1) 北海道に関わる国際犯罪組織の動向

北海道における国際犯罪組織の動向は、在留外国人等がブローカーとなり、国内外から同胞を集め暴力団関係者らと結託しながら各種犯罪を敢行しているほか、留学生や技能実習生が失踪するなどして、道外の犯罪組織に関与する事例もみられます。

(2) 犯罪インフラ対策

犯罪インフラとは、犯罪を助長、容易にする基盤をいい、国際犯罪組織が利用する犯罪インフラには、偽装結婚、旅券・在留カードの偽造、不法就労助長、携帯電話不正取得等があります。

北海道においては、昨今の人手不足を背景とした不法就労事犯等が発生しており、暴力団関係者らが不法滞在者等を利用して利益を得る構図がみられます。

(3) 警察の取組

ア 関係各機関・団体等との連携強化による国際犯罪組織の実態解明と取締り

国際犯罪組織の活動実態を解明するため、各都府県警察との情報交換や出入国在留管理庁、税関、海上保安庁等の関係取締機関や港湾管理者、関係団体との連携を強化し、犯罪組織の実態解明を図るとともに取締りを強化しています。

イ 違法ヤード対策の強化

自動車や大型機械等を広い土地に集めて解体、処分する場所（ヤード）は、郊外等に点在し、無許可で違法に営まれているものもあり、盗難自動車を始めとした盗品の隠匿場所や、国外へ密輸出するための集積基地となっている場合があることから、違法ヤード対策を強化しています。

5 犯罪収益対策

暴力団や匿名・流動型犯罪グループをはじめとする犯罪組織を弱体化させ壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、それを剥奪していくことが重要です。

このため「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく疑わしい取引情報の分析、特定事業者に係る取引時の本人特定事項等の確認義務に対する違反の把握、預貯金通帳などの譲受け、譲渡し事犯の検挙を進めるとともに、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定めるマネー・ローンダリング事犯の検挙、起訴前の没収保全制度を活用した没収対象財産への保全措置の実施等、様々な犯罪収益対策を推進しています。

6 北海道警察歓楽街総合対策

(1) 薄野地区の現状

薄野地区は、風俗店や飲食店等約7,000店が密集する東京以北最大の歓楽街で、市民等が憩う社交の場であり、夜の観光名所でもあります。

しかし、華やかな街並みの裏では、暴力団等の犯罪組織が不法な利益を求めて市民や観光客等に不安感や迷惑感を与え、治安に悪影響を及ぼすことが懸念される客引きや違法風俗営業等が後を絶たず、取締りを強化しています。

(2) 北海道警察歓楽街総合対策

平成17年、主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察では、健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生を目指し、繁華街・歓楽街における違法風俗営業店、不法就労、暴力団等の犯罪組織等に対する取締りを行うとともに、街の新たな魅力づくりとの効果的な融合を目指した取組を推進することとし、北海道警察においては、「北海道警察歓楽街総合対策本部」を設置して、全道の歓楽街において取締りや地域住民と連携・協働した環境浄化対策等を推進することとしました。

平成20年からは、総合対策の対象地域を薄野地区に絞って重点的な対策を推進しており、令和5年は

- ・ 風俗関係事犯等及び組織犯罪の取締り
- ・ 商店街等や自治体と連携した犯罪組織、違法風俗店等の排除及び犯罪インフラの解体等
- ・ 商店街等や自治体との協働による迷惑行為の防止と街並みの改善
- ・ 積極的な情報発信による広報啓発活動の実施

を重点として各種取締りのほか、札幌市が主催する「クリーン薄野活性化連絡協議会」等と連携・協働し、官民一体となって各種対策を行い、歓楽街の環境浄化を推進しています。

令和5年中は、薄野地区において風俗関係事件で44件64人を検挙しています。



【X（旧ツイッター）を利用した客引きに関する注意喚起】

(3) 令和5年中の主な検挙事例

《事例1》ホストクラブにおける風営適正化法違反事件（20歳未満の者に対する酒類提供）

令和5年1月、ホストクラブにおいて女性客の年齢が20歳未満であることを認識していながら、同人らに酒類を提供した同店従業員と営業者を風営適正化法違反で検挙しました。

（中央署）

《事例2》店舗型ファッションヘルスにおける売春防止法違反事件

令和5年2月、客引きを利用して集客を図り、業として売春を行う場所の提供を行った店舗型風俗店2店舗の経営者ら3人と客引き行為者6人を売春防止法違反（場所提供、周旋）で検挙しました。

（中央署）

《事例3》ホストクラブ従業者等による風営適正化法違反事件（客引き）

令和5年3月、路上を歩行中の女性に対し、風俗営業の許可を受けた社交飲食店の客とする目的をもって声掛けをした同店従業員ら3人及びそれを指示した営業者を風営適正化法違反で検挙しました。

（中央署）

《事例4》匿名・流動型犯罪グループによる組織的なぼったくり事件

令和5年6月、マッチングアプリ等を利用して待ち合わせた客を薄野地区の飲食店に誘導し、同店においてぼったくりを敢行していた犯罪グループ2組を恐喝未遂、北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例違反で検挙しました。

（中央署、保安課）

《事例5》スカウトによる札幌市条例違反事件（稼働等に係る勧誘行為）

令和5年9月、路上を歩行中の女性に対し、接待飲食店営業などにおいて人に接する役務に従事するよう勧誘する目的をもって声掛けをしたスカウトの男を札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例違反で検挙しました。

（中央署）

《事例6》ソープランドにおける売春防止法違反事件

令和5年11月、客引きを利用して集客を図り、業として売春を行う場所の提供を行った店舗型風俗店の経営者及び関係者ら計11人を売春防止法違反（場所提供、周旋）で検挙しました。

（中央署、組織犯罪対策課（現 組織犯罪対策第二課）、保安課）